

## 大分市上下水道局私道における公共下水道の布設に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、私道における公共下水道の布設を行うための必要な事項を定めることにより、公共下水道の普及促進を図り、もって生活環境の改善に資することを目的とする。

### (私道の定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、公衆の通行の用に供している私人（法人を含む。）が所有する道路であつて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路又はそれに準ずる道路であり、公共下水道の布設及び維持管理に支障がないものをいう。

### (私道に公共下水道を布設するための要件)

第3条 私道に公共下水道を布設するための要件は、次のとおりとする。

- (1) 私道の少なくとも一端が公共下水道の布設されている道路等に接続していること。
- (2) 公共下水道を布設することにより当該公共下水道を利用することとなる家屋が2戸以上あり、当該家屋のうち2戸以上かつ2分の1以上の家屋が供用開始後遅滞なく当該公共下水道に接続することが明らかに見込まれること。
- (3) 当該私道に係る全ての土地の所有者が、当該私道に大分市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が公共下水道を布設し、及びこれを維持管理す

るために、当該公共下水道が存続する期間において、上下水道局が無償で当該私道に係る土地を使用することを承諾していること。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(4) 公共下水道を布設するための地上権設定登記を行うことができること。

ただし、管理者が、地上権設定登記を行うことが困難であると認めるときは、この限りでない。

(申請)

第4条 私道への公共下水道の布設を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、私道内公共下水道布設申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 地上権設定登記を行う場合

ア 私道内公共下水道布設承諾書（様式第2号-1）又は私道内上下水道布設承諾書（様式第2号-2）

イ 地上権設定契約書（様式第3号-1又は様式第3号-2）

ウ 印鑑登録証明書

エ 登記原因証明情報兼登記承諾書

オ その他管理者が必要と認める書類

(2) 地上権設定登記を行うことが困難な場合

ア 土地使用承諾書（様式第4号）

イ その他管理者が必要と認める書類

2 前項の申請を行うに当たっては、申請者のうちの代表者が同項に規定する申請書及び申請書に添付する書類を取りまとめて提出するものとする。

(可否の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、公共下水道の布設の可否を決定し、私道内公共下水道布設決定通知書(様式第5号)又は私道内公共下水道布設却下決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(公共下水道の布設に係る復旧方法等)

第6条 管理者は、私道内の公共下水道の布設を行うに当たり、当該私道内に支障となる地下埋設物がある場合は、公共下水道の布設について当該地下埋設物の所有者の同意を取り、当該地下埋設物の移設補償を行うものとする。

2 私道への公共下水道の布設に係る当該私道の復旧方法は、原則として原形復旧とする。ただし、未舗装である私道については、管理及び安全を考慮した復旧方法とする。

(維持管理等)

第7条 管理者は、私道に布設された公共下水道施設(以下「対象公共下水道」という。)に限り維持管理を行うものとする。

2 第5条の規定による公共下水道布設の決定を受けた申請者(以下「決定者」という。)及び当該決定に係る私道の土地所有者その他関係者(以下「所有者等」という。)は、対象公共下水道の維持管理上支障となる土地の形質変更、工作物の設置等をしてはならない。

- 3 決定者又は所有者等の事情により、対象公共下水道の移設又は廃止を行おうとするときは、全ての所有者等の同意書を付し、管理者の承認を得なければならない。この場合において、管理者は、当該移設又は廃止に伴う費用の負担及び補償はしないものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、私道内における公共下水道の布設に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に廃止前の私道における公共下水道の布設に関する取扱要綱（平成23年8月3日施行。以下「旧要綱」という。）の規定に基づき市長がした決定の処分その他の行為又はこの要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき市長に対して行っている決定の申請その他の行為は、同日以後においては、この要綱の規定に基づき管理者がした決定の処分その他の行為又はこの要綱の規定に基づき管理者に対して行った決定の申請その他の行為とみなす。